

☆ 平成24年度の監査の計画が決まりました。 ☆

監査委員事務局では、毎年度、「監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」を立て、新年度の監査等に臨みます。

平成24年度の「執行方針」と「監査の重点項目」の主な内容は、次のとおりです。

なお、監査実施計画については、別途、監査委員事務局ホームページにおいてお知らせすることとしております。

【執行方針について】

【基本方針】

県の事務事業の執行について、組織体制・内部統制・予算執行の各状況にも留意しつつ、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、定期監査の対象となる全機関に対して財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施し、併せて、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を実施。

また、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項については、行政監査を実施。

なお、監査に当たっては、東日本大震災津波による監査対象機関への影響等に適切に配慮し、被災地域の状況を注視しつつ、状況に応じて弾力的に対応。

【重点項目】

- (1) 内部統制の状況
- (2) 調定事務の執行
- (3) 財産の管理
- (4) 収入未済金への取組み
- (5) 出資法人の基本財産等の管理

そうか、確かに担当者に任せっきりというのがミスにつながることが多いからね。

君を信じていない訳じゃないけど、僕も目を通すから、気にせずこれまで通りドンドン書類を回してくれ。

ダブルチェック体制は重要だからね。

平成24年度の重点項目は、内部統制が有効的に運用されているかということで、組織のチェック体制について確認されるようです。



【平成24年度の重点項目の主な特徴】

- ① 不適正経理問題から3年が経過し、職員の意識の低下が懸念されることや、これまでの定期監査において組織のチェック体制が十分であれば防げる事案が多いことから、内部統制が有効的・効率的に運用されているのか、組織における取組状況についての確認を行うこととしました。
- ② 東日本大震災津波に伴う影響に適切に対応し、復旧・復興に向けて財源の確保を図っているのかについて以下の確認を行うこととしました。
 - (ア) 震災以降、行政財産等について確認の上、適正に調定を行っているか。
 - (イ) 財産の確認及び管理が適正に行われているか。
 - (ウ) 財源確保の観点から、努力がみられるか。
- ③ 急激な為替相場の変動や経済状況の先行き不透明さなどにより、資金運用が不安視されていること等から、出資団体の基本財産等の確認を行うこととしました。

☆ 平成23年度の監査結果と特徴 ☆

平成 23 年度における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 23 年度の指摘・注意件数を合わせて 96 件となり、前年度に比べ 45 件減少しました。

(平成 24 年 3 月 13 日現在)

監査の項目別	平成 23 年度			平成 22 年度			対前年度比			摘 要 (H23 の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収入事務	13	15	28	26	11	37	△13	4	△9	調定の不適當→22
支出事務	20	19	39	41	37	78	△21	△18	△39	支払の遅れ→13 手当関係→11
契約事務	10	1	11	5	5	10	5	△4	1	契約保証金の還付遅れなど
工事の執行	1	-	1	1	-	1	-	-	-	積算誤り
補助金事務	-	1	1	-	-	-	-	1	1	完了確認の不適當
財産管理	7	9	16	3	6	9	4	3	7	財産管理簿の未整理
行政事務の執行	-	-	-	2	4	6	△2	△4	△6	事務事業の執行の不適當
合 計	51	45	96	78	63	141	△27	△18	△45	

※平成 23 年度監査実施機関数 240 機関 平成 22 年度監査実施機関数 298 機関

また、平成 23 年度における財政的援助団体等監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

監査の項目別	平成 23 年度			平成 22 年度			対前年度比			摘 要 (H23 の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
財政的援助団体等	2	-	2	5	5	10	△3	△5	△8	完了確認の不適當、物品の処分の不適當

※平成 23 年度監査実施団体数 16 団体(監査対象団体数 64 団体)

注) 指摘事項は県報公表を行っている不適當な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。


【 特 徴 】

- ・3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により、23 年度は沿岸部の監査を取りやめたことなどにより、指摘・注意件数が前年度より 45 件減少しましたが、1 機関当たりの指摘・注意件数は概ね同数でした。
- ・監査の項目別では、支出事務が 39 件と最も多く、次いで収入事務が 28 件、財産管理が 16 件となっています。
- ・支出事務では支払の遅れ、手当の誤支給が、収入事務では調定の遅れなどが見られました。また、財産管理では、備品管理一覧表の未整理のほか、毒物劇物管理簿等による在庫管理の不適當などが見られました。
- ・誤りの原因として、制度の理解不足のほか、組織のチェック体制の不備などが多く見受けられ、制度の再確認、複数人による点検など、誤りを起こさない環境づくりが求められています。

☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもうどうでしょうか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。



そうか・・・
委託料の支払いが終
わって、全部終わっ
た気になってた・・・。

契約保証金について還付事務を忘れて いませんか？

入札保証金又は契約保証金の不適當（指摘）

委託業務に係る契約保証金について、委託事業の完了後相当期間経過（年度越え）しているにもかかわらず還付していない事例がありました。

契約保証金については、免除あるいは保証会社の保証などにより対応するケースが殆どであり、現金で納付を受けるケースは非常に少ないことから、業務そのものが完了し、完了確認後に委託料を支払ってしまうと、つい全ての処理を終えた気になってしまい、契約保証金の還付事務を忘れてしまうことになるようです。

もちろん、相手方からの請求書を基に還付処理をするものなので、請求書が提出されなければ処理できませんが、相手方が請求書を提出しなければならないことを知らず、自動的に還付されるものと思っているかもしれません。

契約保証金を受けて契約している業務等については、最終支払い分の請求書を提出してもらう際に、契約保証金の還付請求書も併せて提出してもらうよう、予めチェックしておくようにしましょう。

収入未済金の繰越調定を忘れずに！

調定の不適當（指摘）

使用料・手数料等の収入未済金の繰越調定に当たり、調定すべき日から相当期間経過してから処理している事例がありました。繰越調定の遅れについては、特に今年度は震災の影響で十分な引き継ぎが行われなかったこともあり、多くの公所で発生しています。

収入未済金に係る繰越調定は、現年度分については6月1日に、過年度分については4月1日に行うことになっていますので注意してください。

（※平成24年度は4月1日が日曜日となっていますが、過年度分の繰越調定については、財務会計システムの調定日は4月1日とし、4月2日以降の発議で決裁することで差支えないこととされています。）

なお、平成24年度定期監査の重点項目として、「東日本大震災津波に伴う影響に適切に対応し、復旧・復興に向けて財源の確保を図っているか」との視点から、震災以降の行政財産等について現況を確認し、行政財産の使用許可に当たっては適正に調定を行っているか重点的に点検することとしています。

県の財源確保という点からも、収入未済金の収納、行政財産の使用許可に係る収入事務は、ますます重要となっていますので、遺漏の無いよう処理しましょう。

☆ 平成23年度行政監査(特定テーマ)の結果 ☆

平成23年度の行政監査(特定テーマ)の結果は次のとおりとなりましたので、業務の参考にしてください。

1 監査テーマ

「県ホームページの活用状況等について」

2 監査の目的

東日本大震災津波の際、県公式ホームページには多数のアクセスがあったように、ホームページは有益な情報源であり、有効な広報手段である。そこで、各機関のホームページの活用状況、広報所管機関のホームページ管理運営状況等を調査し、県の広報、情報提供等のより一層の充実を図ることを目的とする。

3 監査の対象

(1) 対象ホームページ

県公式ホームページトップページの「組織から探す」ページ以降にあるホームページ

(2) 対象機関

県公式ホームページを所管する秘書広報室広聴広報課

4 監査の結果(抜粋)

(1) ホームページ活用の現状(調査期間 平成 23 年7月 19 日～8月 16 日)

区 分	ページ数 (構成比)
最終更新日が平成 23 年度であるもの	929 (38.6)
最終更新日が平成 22 年度であるもの	707 (29.4)
最終更新日が平成 21 年度であるもの	149 (6.2)
最終更新日が平成 20 年度であるもの	110 (4.6)
最終更新日が平成 19 年度であるもの	83 (3.4)
「現在公開中のコンテンツはありません。」と表示されるもの	251 (10.4)
「指定されたページ、またはファイルは見つかりませんでした。トップページから再度お探し下さい。」と表示されるもの	14 (0.6)
CMS を使用せず独自にホームページを作成しているもの等	165 (6.8)
計	2,408 (100)

(2) 県ホームページ全体の管理運営の基本となる規定等

題 名	発出年月日	最終改正年月日
インターネットによる情報発信に関する指針	平成 12 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
岩手県ホームページ作成に関するガイドライン	平成 17 年 1 月 11 日	平成 17 年 12 月 28 日
岩手県 CMS 操作説明書	平成 19 年度	平成 21 年 11 月 30 日
CMS 導入に伴う既存ページの取扱いについて	平成 19 年 9 月 4 日	—
「記者発表資料」の県公式ホームページへの掲載に係る運用について	平成 20 年 3 月 26 日	—
「記者発表資料」の県公式ホームページへの掲載について	平成 22 年 4 月 15 日	—
県公式ホームページのリニューアルについて	平成 23 年 2 月 1 日	—

備考 「岩手県 CMS 操作説明書」については、発出月日が確認できなかった。

5 監査意見

(1) ホームページの管理運営の基本となる規定等の整備について

ア 全庁的な所管に係る根拠

CMS は全庁的に使用されている一方、CMS について所管しているのは知事部局の組織である広聴広報課となっている。しかし、広聴広報課が全庁的な管理運営を所管する旨が明確にされていない。

については、広聴広報課は、CMS を使用したホームページに係る全庁的な管理運営等については同課が所管する旨を何らかの形で明確に規定されたい。

イ 基本となる規定等の全般的な整備

ホームページ全体の管理運営の基本となる規定等を見ると、CMS 導入前に発出されたもの、規定中の組織名等が古いままのもの等が見られるので、広聴広報課は、基本となる規定等を適切に整備し、周知されたい。

規定整備に当たっては、各機関のホームページを、県全体の広報の一環としてホームページの戦略的な活用につなげる必要があることから、情報の確認頻度等、各機関が従うべき指針を含むよう配慮されたい。

(2) 県の各機関が活用するホームページの統一感の向上について

CMS を使用しない独自ホームページについて、岩手県章のないもの等、利用者から見て県の管理運営するものなのか分かりにくいものがある。

については、広聴広報課は、CMS を使用しない独自ホームページが県のホームページであると分かりやすくなるよう、可能な範囲で統一感を向上させる方策を検討されたい。

(3) 災害時等にも広報機能を発揮できるホームページ環境の構築について

東日本大震災津波の際、県公式ホームページにアクセスが集中して閲覧が困難となり、また、コンテンツ保管業者が被災し閲覧等が一時できなくなったことは残念であった。

については、広聴広報課は、今般の災害時の問題点を整理し、今後大きな災害等が発生した際にも広報機能を発揮できるホームページ環境の構築を検討されたい。

備考 「CMS」-「コンテンツ・マネジメント・システム」の略。技術的な知識がない者でも、ひな形となるページに文章、画像等を登録することで、デザインの統一が取れ、品質も均一に保たれたホームページが自動的に生成できるシステム。

事務局長からのひとくちコメント

今号では「平成 24 年度監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」の中から監査の執行方針・重点項目を中心に説明しています。24 年度は、最近の監査の状況を踏まえ組織の内部統制の状況や、東日本大震災津波による影響に適切に対応がなされているか、といった観点に監査の重点を置くこととしております。

また、平成 23 年度の行政監査（特定テーマ）として 24 年 3 月に県報で公表した「県ホームページの活用状況等について」の概要を紹介しました。東日本大震災津波の際に県ホームページに多くのアクセスがありました。今後も、県ホームページについては、県の広報、情報提供等の一層の充実を通じ、情報源としての期待に応えていくことが望まれています。

